

LIMA COP20 | CMP10  
UN CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2014

## リマ通信 3 (2014 年 12 月 10 日 ペルー・リマ)



NGOのジョイント・アクション。COP20が2週目に入った12月8日（月）の朝、気候変動によって影響を被っている人々に連帯を示し、各国政府の交渉官にCOP20で何をすべきかを思い出してもらったために行われた(写真：CASA)。

### ADP の交渉経過～12 月 9 日まで

ADP は 11 月 11 日に出された ADP 共同議長による COP 決定文書案（12 ページ）と交渉テキストの要素に関するノンペーパー（23 ページ）をベースに交渉が進められてきましたが、交渉開始から 5 日目の 12 月 6 日（土）夜、これまでの議論をいったんまとめて報告するストックテイキング会合があり、11 月 11 日付の文書を改訂し、8 日（月）午前中に共同議長が新しい文書を出すことになりました。8 日（月）午前 6 時 30 分付で、

- ① 共同議長による COP 決定案<sup>1</sup>
- ② 要素に関する交渉テキスト案<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Draft text on item 3 (Version 1 of 08 December at 6:30)、  
[http://unfccc.int/files/meetings/lima\\_dec\\_2014/in-session/application/pdf/adp2-7\\_i3\\_08dec0630\\_dt.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/lima_dec_2014/in-session/application/pdf/adp2-7_i3_08dec0630_dt.pdf)

### ③ コンピレーション<sup>3</sup>

が出されました。

①はブラケット（括弧）<sup>4</sup>のない、いわゆるクリーンテキストの状態で作られており、11月11日付のバージョンよりも全体のパラグラフ数は43から36と若干少なくなりましたが、INDC（事前協議型国別目標案）の内容についてのオプション数が3つだったものが6つへと膨らんでいます。②は11月11日付のバージョンよりも全体のパラグラフ数は84から94へと膨らみ、ページ数も23ページから33ページへと増加しています。③のコンピレーションはADP共同議長によるCOP決定案（12ページ）の前文部分（プレアンプル）に関して、6日午後6時までに締約国から提出された意見（インプット）を提出されたそのままの状態でもとめたもので、195ページにも及びます。

8日は朝10時から、12月8日付の文書に対する各国の意見の聞き取りが行われましたが、各国から①の法的位置づけ（legal status）を問う意見が多く出されました。というのも、①はCOP20での決定文書案であり、②は2015年5月までに合意する交渉テキスト案なのですが、①のなかに「附属書I．交渉テキストの要素案」として②全体が含まれていることから、①がCOP決定として採択されることにより②の内容が拘束力をもつことを懸念しているためです。ADP共同議長は、これらの質問に「①には法的位置づけはない。それは締約国の皆さんが交渉のなかで決めていくことであり、ADP共同議長が決めることではない。②についてはいまだ交渉が進んでいる最中であり、2015年2月のADP会合も控えている。①も②もプレ決定ではない。」と答えています。

午後は③をベースに、COP決定文書案の前文部分（プレアンプル）の交渉が行われ、締約国が発言するときはその国が提出した意見（インプット）を会議場内のスクリーンに映し出し項目ごとに検討するという形式で議論が進められました。

②の要素に関する交渉テキスト案は、11月11日付バージョンでまだ議論が済んでいなかった「K．約束／貢献の時間軸（目標期間を2020年から2025年までの5年とするか、2030年までの10年とするか等）とプロセス（レビューや次期目標の検討プロセスなど）」、「L．キャパシティ・ビルディング」、「M．手続き的・制度的規定」、「N．附属書」、「A．前文」、「B．定義」、「C．一般」の7つの章も、議論を終え一巡しました。このあと、もう一度、改訂された文書が出ることになっています。

### ①ADP共同議長によるCOP決定案の注目点

INDCの提出時期について、「2015年3月末までに用意が整わない国は2015年5月末までに（あるいはそれ以降できるだけ早く）提出するよう要請する」という期限が示されてい

---

<sup>2</sup> Elements for a draft negotiating text,  
[http://unfccc.int/files/meetings/lima\\_dec\\_2014/in-session/application/pdf/elements\\_for\\_a\\_draft\\_negotiation\\_text\\_20141208.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/lima_dec_2014/in-session/application/pdf/elements_for_a_draft_negotiation_text_20141208.pdf)

<sup>3</sup> a compilation of textual inputs received from Parties as communicated,  
[http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/compilation\\_of\\_inputs.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/compilation_of_inputs.pdf)

<sup>4</sup> 各国の意見が対立している場合、それらの意見をブラケット（括弧）に入れて並列的に表記します。

ます。これは、10月のADPでも議論になったところで、たとえばアメリカは5月中にはINDCが提出されていることを想定した内容の発言をしており、その流れを汲んでいるものと思われます。日本はCOP19決定で示された「準備が整う国は2015年3月末までに提出する」という期限以外の期限は不要との意見でしたが、今回のCOP20で新しい期限が設定される可能性が出てきています。

INDCに含めるものは何かについては、「適応を含むことを検討する」と書かれ、更に「野心的な排出削減および適応行動を支援するため、先進国は2019年以降1年毎の実施手段に関する定量的な貢献を検討する」とされ、11月11日付の文書よりも適応や実施手段に関する扱いが引き上げられています。

INDCと一緒に提出される「情報」は「すべての国が情報を提出する」とされ、「明確さ・透明性を高め、理解を深めるために、参照基準（それが適当とされる場合は基準年）、時間枠、実施の期間、対象範囲、想定される努力水準に関する情報、INDCがどのように公平で衡平か、野心的で条約の目的と合致しているかに関する情報を提供する」とされています。更に『「情報」は条約の目的に照らして各国から提出されるINDCに示される努力を積み上げたときの影響がどうなのか、自国のINDCがどのように公平で衡平な貢献であると言えるか、その理解を促すものであるということに留意する」とされており、11月11日付の文書では落とされた衡平性や貢献の積み上げ（aggregate）に関して言及があることは評価できる点です。

INDCの事前協議を行うと想定される場合は「ダイアログ」とされ、開催時期として「2015年6月からCOP21までの期間」とされていますが、事前協議を行うことに否定的な国もあることから、交渉全体のタイムラインからみて事前協議を行うとしたらどのタイミングか、どのような方法で行うか（今のところインターネット経由で締約国からの質問を受け付け、提出した締約国はそれに回答すると想定）、そもそも事前協議を行うのかなどについてはこれからの議論次第です。また、この事前協議については、これまでの議長テキストではNGOなどのオブザーバーなども締約国と同様に質問を出せるとされていましたが、今回の決定案では、NGOなどのオブザーバーは「分析（analyses）を出せる」と後退しています。

差異化を表す新しい言い回しとして、従来の「Developed country Parties」「Developing country Parties」や「Annex I」「non-Annex I」という表現とは違う、「Parties with greatest responsibility and those with sufficient capability」（大きな責任があり、十分な能力がある締約国）という表現が用いられていることは注目ポイントです。

## ②ADP 共同議長による要素に関する交渉テキスト案の注目点

こちらは、11月11日付のバージョンからオプションがさらに細くなり全体で10ページ増となっています。たとえば[K. 約束／貢献の時間軸（目標期間を2020年から2025年までの5年とするか、2030年までの10年とするか等）とプロセス（レビューや次期目標の検討プロセスなど）]の章で目標期間（サイクル）を何年とするかについてのパラグラフでは、11月11日付のバージョンではオプションは4つでしたが、12月8日付のバージョンではオプションが7つになっています。

COP20 では要素を検討することになっていますが、2015 年5月末までに交渉テキスト案に合意することになっているので現在の交渉のテンポを速める必要があります。

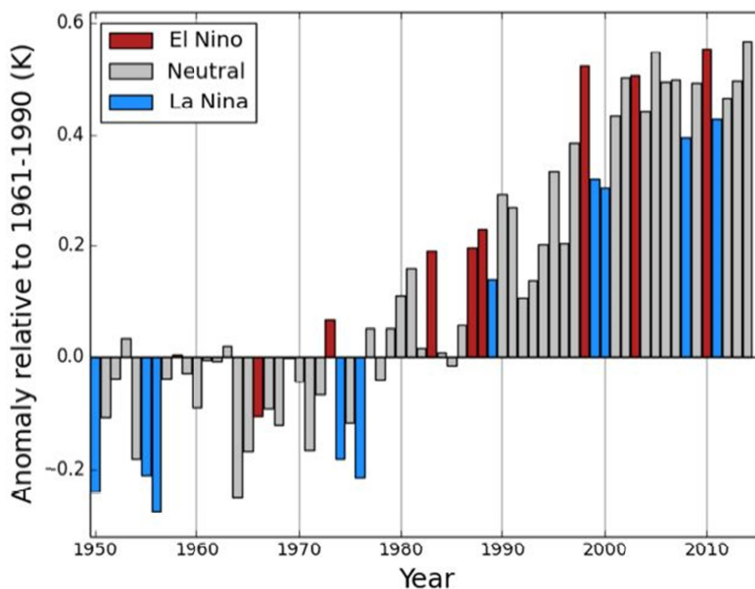
## 望月環境大臣と懇談

12月9日（火）午後6時15分（リマ時間）から、現地入りした望月環境大臣と日本の市民団体との懇談が行われました。COPでの環境大臣と市民団体との懇談は、COP2以来恒例になっていましたが、昨年のCOP19で、石原環境大臣（当時）はスケジュールが詰まっていて時間が取れないとのことで、懇談を事実上拒否し、慣例が途切れていました。今回、望月大臣がご自身の選挙中にもかかわらず、リマに來られ、多忙なスケジュールのなか、私たち市民団体との懇談の時間をとってくれたことには敬意を表したいと思います。

短い時間の懇談でしたが、望月大臣に、国別目標案（INDC）についての意欲的な日本の目標案を2015年3月までの提出期限に間に合うように提出していただくこと、議長案に提案されているINDCの提出情報に適応を含めることへの支持、日本も提案しているINDCの事前協議について政府だけでなくNGOなどを含めたQ&Aのプロセスの復活、を要請しました。

## 2014年の世界平均気温が過去最高に

世界気象機関（WMO）は、12月3日、2014年の世界の年間平均気温が観測史上、最も高くなる可能性が高いとする分析結果を発表しました。今年1月から10月までの平均気温は、1961年から1990年までの30年間の平均気温を0.57℃上回っており、2014年は1850年からの観測史上最も高くなる可能性が高いとしています。このことにより、これまでの最も平均気温が高かった15年のうち14年が21世紀に集中することになるとしています。



出所：WMO、  
[https://www.wmo.int/pages/mediacentre/press\\_releases/pr\\_1009\\_en.html](https://www.wmo.int/pages/mediacentre/press_releases/pr_1009_en.html)

海水温も記録的に高くなっており、1961年から1990年までの30年間の平均海水温を0.45℃上回っているとしています。また、海水の膨張や氷床や氷河の融解などで、2014年前半はこの時期としては、海面水位が記録的な高さに達したとしています。



高い海水温が、他の要因も相俟って、極端な豪雨、多くの国で起こった洪水、極度の干ばつなどを引き起こし、人々の生活や生命を脅かしていると警鐘を鳴らしています。

WMO 事務局長 Michel Jarraud は、「このことは温暖化が停止していないことを示している」としています。

## 会議場から



電源確保は会議参加者について回る厄介な問題。会議場が仮設テントとなればなおさら(写真：CASA)。

COP20 の会場の一角には太陽光で充電するモバイル・バッテリーが備え付けられています。こちらは太陽の日差しが眩しく、仮設テントの会議場から会議場への移動の間はサングラスをかけている人が多く見受けられます。強烈な日差しの下、備え付けられているモバイル・バッテリーは快調に充電が進みます。会議場に来ている人はパソコン、携帯電話、タブレットと複数のデバイスを持ち歩く人がほとんどですが、その一方で長く続く会議の間もバッテリー切れがないようにしなければなりません。みんな興味深そうにこのバッテリーコーナーに立ち寄っています。

### 発行：地球環境市民会議(CASA)

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

TEL: +81-6-6910-6301 FAX: +81-6-6910-6302

早川光俊、土田道代

### 現地連絡先：

早川光俊 +81-90-7096-1688、QYJ06471@nifty.ne.jp

土田道代 +81-90-4299-8646、tsuchida@casa.bnet.jp

#これまでの通信は、以下のサイトをご覧ください

<http://www.bnet.jp/casa/cop/cop.htm>

#CASA の facebook ページ

<https://www.facebook.com/ngocasa1988>